## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部地域医療課
委託業務番号	令和6年度 長地医第33号
委託業務名称	長浜市地域医療推進事業
委託業務場所	浅井地区診療所(浅井診療所、浅井東診療所)
業務の概要	地域医療を担う医療機関において、全国から研修医及び医学生の診療実習を積極的・安定的に受け入れ、医療技術および知識の習得に加え、長浜市の医療体制の紹介、地域の魅力を伝えることで将来的な医師の定着に繋げる。
履行期間	令和6年4月18日 から 令和7年3月31日 まで
契約年月日	令和6年4月18日
契約額(税込)	1,180,000円
契約の相手方	[所在地又は住所]北海道札幌市東区北41条東15丁目1-18
	[ 商 号 又 は 名 称 ] 医療法人北海道家庭医療学センター
契約相手方の 選 定 理 由	浅井地区診療所の指定管理者である医療法人北海道家庭医療学センターは、全国から研修医及び学生の診療実習を積極的・安定的に受け入れている。この機会に医療技術及び知識の習得に加え、長浜市の医療体制の紹介及び地域の魅力を伝えることで将来の医師の定着に繋げる機会となるため、これまでの実績がある上記の者と随意契約する。
	<b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に〇印)
	売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃貸 (1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えない ものをするとき。
	不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、 (2) 加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は 目的が競争入札に適しないものをするとき。
	(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
根拠規定	(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
	(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	(8) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。
	(9) 落札者が契約を締結しないとき。